

## 西尾市議会基本条例（解説付き）

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の活動原則（第4条—第6条）
- 第3章 議員の活動原則（第7条—第11条）
- 第4章 議会運営（第12条—第15条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第16条—第19条）
- 第6章 市民と議会との関係（第20条—第24条）
- 第7章 議会の体制整備（第25条—第27条）
- 第8章 災害時の対応（第28条）
- 第9章 補則（第29条）

#### 附則

社会情勢が目まぐるしく変化する今日、自治体における議会は、多様な市民の意見を集約して自治体の意思とし、自治決定権を行使する機関として、大きな役割と責任を負っています。

議会がその役割と責任を果たすためには、二元代表制の一翼を担う存在として市長と互いに善政を競い合いながら、より一層「市民に開かれた議会」として合議体の特性を最大限に発揮していく必要があります。

西尾市議会は、市民を代表する唯一の議事機関としての責務を自覚し、市民からの負託と信頼に応えるため、議員相互の自由闊達な議論を展開しながら市民の声や市政の論点を明らかにし、政策立案及び提言を活発に行っていくとともに、市民への情報公開及び市民との情報共有に積極的に努めることをここに決意します。

矢作川の清流と郷土の山、波静かな三河の海に抱かれた、歴史と伝統ある西尾市のさらなる発展のため、議会のあるべき姿を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、議会の基本原則を定め、西尾市議会（以下「議会」という。）が担うべき責務を明らかにするとともに、西尾市民全体の福祉向上を実現し、もって民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

◆解説◆

この条例の目的を記しています。

市民の福祉向上を実現するために、西尾市議会には、どのような役割と責任があるか、その責務を果たすために原則とすべきことを明らかにするのがこの条例の目的です。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、議論に基づきその権限を行使し、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

2 議会は、議会及び市長の二元代表制の下、市民の代表として、自覚と誇りを持って、その負託と信頼に応えるものとする。

◆解説◆

西尾市議会がもっとも基本とすべき理念を記しています。

まず、議会は、議論により「市の意思」を決める機関であって、それが地方自治の本質でもあるということ。また、市民を代表して長とともに市民の負託と信頼に応える責任を自覚し、そのことに誇りを持って臨むこと。この二点が、議会の基本理念です。

(最高規範性)

第3条 議会及び議員は、議会における最高規範であるこの条例を遵守するものとし、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 議会は、議会に関わる法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例の趣旨に照らして判断するものとする。

◆解説◆

議会にかかわる条例や規則、要綱等、様々ありますが、それらのなかでもっとも上位に置かれるものが、この条例であり、他の条例等はこの条例の内容に反しないものであるべきことを示しています。議会にかかわる国の法令等についても、この条例の見方に立ってとらえ、解釈、運用することとします。

## 第2章 議会の活動原則

### (議会の責務)

第4条 議会は、「市民に開かれた議会」として市民の負託に応え、その責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視し、議会を運営すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、議論に反映すること。
- (3) 議会の審議及び活動の情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 市政の論点を明らかにし、政策提案及び政策立案に努めること。
- (5) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (6) 議会機能の強化、議員能力の向上、市民参加の促進をはじめとする議会の活性化に向けた改革を推進すること。

#### ◆解説◆

市民に開かれた議会として、市民に対する役割と責任を果たすために、6つの活動原則を掲げています。

①公正、透明な議会運営に努める。②議論には市民の多様な意見を反映する。③議会の審議や活動について情報公開を進める。④市の課題を示し、政策づくりに努める。⑤市政運営を監視し評価する。⑥議会の活性化を目指し改革を進める。

### (議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、その秩序を保持し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

#### ◆解説◆

議長の責務を規定しています。

議会を代表し、議会のあるべき姿を守り、議会運営を公正で民主的なものにするよう努めることが議長の責務です。

(議決責任)

第6条 議会は、市民の意思の反映に努め、その議決責任を深く認識するとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営状況を監視し、及び評価しなければならない。

◆解説◆

議会の議決は「市の意思」を確定することですので、その責任は大変重いものです。だからこそ、議会は市民の意思を反映することに努めなければいけないこと。また、議決責任の重さを認識しながら、市長・行政がおこなう市政運営を監視し、評価することを示しています。

### 第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第7条 議員は、市の意思決定を担う議会の一員としての責務を果たし、公正かつ誠実に職務を遂行するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会において積極的な議論を行い、市民の負託に応える市の意思決定を行う。
- (2) 議員は、市民の意見を的確に把握し、議会活動、政策提言等に反映するよう努めなければならない。
- (3) 議員は、市民に対して、積極的な情報発信を行わなければならない。
- (4) 議員は、市民全体の福利向上のために活動しなければならない。

◆解説◆

議会を構成するのは議員です。議員が公正で誠実にその職を担うための活動原則を4つ掲げています。

- ①積極的な議論を行い、市民にかわって「市の意思」を決める（議決する）こと。
- ②市民の意見を把握し、議論や提言に活かしていくこと。
- ③市民に情報発信をすること。
- ④市民全体の福利向上を目指すこと。

(議員の態度及び姿勢の公表)

第8条 議会は、最も重要視すべき議員固有の権限である表決について、市民に対して情報公開し、説明責任を果たすために、個別議案並びに請願及び陳情に対する各議員の態度や姿勢を公表するものとする。

◆解説◆

議案等に対して、議員それぞれがどのような意思を示したかを公表することを示しています。例えば、議決のときに賛成票を投じたか、反対票を投じたか等を議案ごと議員ごとに明らかにします。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策、理念、目的等を同じくする議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

◆解説◆

議員は、議会のなかで、政策や理念、目的を同じくする議員グループとして活動する「会派」を結成できることを規定しています。政策立案等の調査研究をおこなったり、会派どうして調整をおこなうこともあります。

(政務活動費)

第10条 会派又は議員（以下「会派等」という。）は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

- 2 議長は、政務活動費の公正性及び透明性を確保するため、会派等から議長に提出される報告書を公開するものとする。
- 3 会派等は、前項の規定により提出する報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

◆解説◆

議員や議員グループである会派が政策形成能力を向上することは議会にとって重要です。政務活動費は、調査研究や政策提言をおこなうための資源として有効に活用するものとします。

政務活動費は公正に使用され、そのことが透明になっていなければいけません。そのため、議長は会派等に報告書を提出させ、これを公開します。会派等はその報告書について説明責任を果たします。

より詳しくは、別に条例等をつくってルール化します。

(議員研修)

第11条 議会は、議員として求められる能力のさらなる向上によって、市民の負託によりよく応えるため、議員研修会を実施し、充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の効果をより一層高め、議会全体の機能向上を図るため、議員による研修内容の発表、情報共有及び意見交換する場を設定するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員研修の運営について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議員の能力は議会の能力に直結します。

議会は、議員の能力がさらに向上するよう、研修会を実施します。また、研修の効果がより高まるよう、議員が受けた研修内容を発表したり共有したり、意見交換したりする場をつくります。

議員研修を運営するために、より詳しい内容を別に定めます。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第12条 議会は、市民に分かりやすく、十分な議論を尽くし合意形成に努め、円滑で効率的な運営を行うものとする。

◆解説◆

議会は、市民に分かりやすいものとなるように気をつけながら、合意形成をめざして議論を尽くします。「合意形成をめざす」とは、最初から相手を否定し聴く耳をもたないのではなく、ともに納得できる合意をさぐるよう互いに努力すること。しかし、合意のために少数意見に妥協を強制することはしないということです。議論を尽くすためには時間がかかりますが、だからこそ、円滑で効率的な運営となるようにします。

(委員会活動)

第13条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、その専門性を活かし、社会経済情勢等により生じる行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、政策課題の抽出及び政策形成機能の強化に積極的に努めるものとする。

2 委員会は、議会の閉会中においても、所管する事務についての調査研究を積

極的に行うよう努めるものとする。

◆解説◆

議会は、それぞれの専門分野ごとに委員会に分かれています。

委員会がその専門性を生かして、市政の課題を示し、その対策となる政策づくりを進めるべきこと、議会の閉会中も、調査研究に取り組んでいくべきことを示しています。

(議員間討議)

第14条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会意思の形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員間の討議を尊重し、公平な運営に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員間討議について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議会としての意思形成のため、議員どうしによる議論をおこなうことを規定しています。

議会また委員会で議員間討議をおこなうときには、議長また委員長は公平に運営するよう努めます。

議員間討議について、より詳しい内容を別に定めます。

(参考人制度及び公聴会制度の積極的活用)

第15条 議会は、本会議及び委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。

◆解説◆

参考人を招いたり、広く意見を聴く機会を活用したりする等、市民の知見を議会の議論に反映させるよう努めます。

## 第5章 議会と市長等との関係

### (一問一答方式の実施)

第16条 議会の代表質問及び一般質問は、市政運営上の論点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

#### ◆解説◆

議会の代表質問、一般質問は、論点がわかりやすくなるよう一問一答方式でおこないます。

### (閉会中の文書質問)

第17条 議会は、閉会中においても、市長等に対し、必要に応じて文書による質問をすることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、文書質問について必要な事項は、別に定める。

#### ◆解説◆

閉会中でも、市政について問い質すことが必要な点があれば、文書によって質問することができることを定めています。

文書質問について、より詳しい内容を別に定めます。

### (反問権及び反論権の付与)

第18条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑、質問、提案等に対して論点を明確にするため反問することができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は議会による条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見の表明に対して反論することができる。

3 市長等による反問又は反論が、論点を明確にし、議論を深める範囲を超えて行われると判断される場合には、議長又は委員長は発言の差し止め又は取り消しを命ずることができる。

4 前3項に定めるもののほか、反問及び反論について必要な事項は、別に定める。



◆解説◆

議員が本会議や委員会で、市長等に質疑、質問、提案するとき、市長等が反問できることを規定しています。

また、議員が市長等に条例提案や議案修正、政策提案するとき、市長が反論できることを規定しています。

そうした反問や反論は何が論点かを明らかにしたり、議論を深めたりするためにおこなわれるものとし、市長等がその範囲を超えて発言するときには、議長または委員長はそれを止めたり取り消したりすることができるようにしました。

反問権、反論権について、より詳しい内容を別に定めます。

- 反問とは 議員の質疑又は質問に対し、内容及び趣旨の確認並びに論点及び争点を整理し明確化を図るため、市長等が議員に質問または反対の意見を述べること。
- 反論とは 議員からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対する趣旨の確認並びに論点及び争点を整理し明確化を図るため、市長等が議員に質問または反対の意見を述べること。

(市長等主催審議会等への参加の制限)

第19条 議会は、法令、条例等で定めるものを除き、原則として市長等主催審議会等の委員に議員を選任しないものとする。

◆解説◆

議会は、議会として執行機関（長をはじめとする行政組織）を監視する機能があることをふまえ、市長等が主催する審議会等に議員を委員として選任することを原則として、おこないません。

第6章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第20条 議会は、広く市民の声を聴くとともに、市民に対して積極的に情報を提供し、情報の共有化を図り、説明責任を果たすものとする。

◆解説◆

本条から24条までは、議会と議員の広報広聴活動を規定しています。

議会が市民の声を広く「広聴」に努めることや、市民にすすんで情報を提供し、市民と情報を共有し、説明責任を果たす「広報」に努めることを規定しています。

(議会報告会)

第21条 議会は、市民に対して議案の審議、議決の内容等の報告並びに市政の情報提供及び意見交換のため、議会報告会を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議会は、市民への情報提供、市民との意見交換のため、議会報告会を開催します。議会報告会について、より詳しい内容を別に定めます。

(一般会議)

第22条 議会は政策的な情報及び意見を交換するため、議会が必要と認める場合は、一般会議を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、一般会議について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議会は、必要に応じて、団体等と政策にかかわる情報や意見交換を目的とした「一般会議」を開催します。

一般会議について、より詳しい内容を別に定めます。

(広報等の充実)

第23条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、議会の活動に関する情報並びに議会における議論の経過、内容及び結果について、多様な媒体を用いて広報広聴に努めるものとする。

◆解説◆

議会は、議会の活動や議論について、さまざまな手段で広報広聴に努めます。

(会議の公開)

第24条 議会は、原則として本会議、委員会、全員協議会及び部会を公開するものとする。

◆解説◆

本会議、委員会、全員協議会や部会等、議会が開催する法令等で定められた会議を原則公開とします。

## 第7章 議会の体制整備

### (議会事務局の強化と活用)

第25条 議会は、議事運営の円滑化並びに政策形成機能及び政策立案機能の向上を図るため、議会事務局の組織体制を整備し、立法機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

#### ◆解説◆

議会は、円滑な議事運営やよりよい政策づくりを可能にするため、議会事務局を充実させていきます。

### (議会図書室の充実と積極的活用)

第26条 議会は、市長等とは異なる見地から独立した情報源を持ち、議員の政策立案能力及び行政監視能力の向上を図ることを目的とし、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、誰もが利用できるものとする。

#### ◆解説◆

議会が独自の情報源を持ち、政策立案や行政監視を行う能力を向上させるため、議会図書室を充実させます。また、議会図書室は誰でも使える場所とします。

### (情報通信技術の活用)

第27条 議会は、その機能を向上させるため情報通信技術を積極的に活用するものとする。

#### ◆解説◆

議会の機能向上のために、情報通信技術の活用もすすめていくことを規定しています。

## 第8章 災害時の対応

### (災害時の業務継続)

第28条 議会は、災害時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、災害時の業務継続について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

災害が起こったとき、議会がなすべきことを果たせるよう、組織体制を整備します。  
災害時の対応について、より詳しい内容を別に定めます。

第9章 補則

(検証と見直し)

第29条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて常に検証し、必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

◆解説◆

議会は、この条例の目的が達成されているかについて検証し、見直しを行います。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。